

独立行政法人国立病院機構東京病院 感染制御部会要綱

（目的）

第1条 独立行政法人国立病院機構東京病院（以下「当院」という。）は、安全かつ適切な医療の提供に資するため、院内感染の予防、監視および対策の推進を目的として感染制御部会を設置する。

2 部会は、院内感染対策委員会の下部組織としてこれを置く。

（部会の構成）

第2条 感染制御部会は、感染制御室長、感染制御医師（ICD）、感染管理担当者および感染管理認定看護師（ICN）、医療安全管理係長、看護部長が指名する看護師長、臨床薬剤師、細菌検査技師、診療放射線技師、リハビリテーションスタッフ、管理栄養士、専門職、契約係長をもって構成する。

2 部会の部会長は、感染制御室長とする。

3 室長が不在の場合は、感染管理担当者および感染管理認定看護師（ICN）が職務を代行する。

4 部会長は、第1項に定めた委員のほか、部会の任務に必要と認めた者を部会に出席させることができる。

5 部会は、感染制御チーム（ICT）の構成員をもって組織する。

（部会の任務）

第3条 部会は、次に掲げる事項について情報共有、検討並びに企画及び立案を行う。

- 一 検査部門及び薬剤部門における週報及び月報に関する事項
- 二 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）会議の報告に関する事項
- 三 アウトブレイクの予防、発生時の早期探知及び制圧に関する事項
- 四 感染対策ラウンドの実施に関する事項（原則として週1回、2名以上で行う）
- 五 各種サーベイランスの実施及び定期報告に関する事項
- 六 院内感染対策の評価、見直し及び実施状況の確認に関する事項
- 七 院内感染対策マニュアルの定期的な見直し及び改訂に関する事項
- 八 職業感染防止対策並びに針刺し事故等の発生時の対応に関する事項
- 九 感染制御に係る職員研修の企画、実施及び評価に関する事項
- 十 地域医療機関との連携カンファレンス及び訓練の企画並びに運営に関する事項

（部会の開催）

第4条 部会は週に1回開催する。

（庶務）

第5条 部会の庶務は感染管理担当者（専従感染管理認定看護師）が行う。

2 議事録の作成は構成員による輪番制とし、感染制御室で保管する。

- 附則 この要綱は平成8年6月1日より施行する。
- 附則 この要綱は平成12年10月1日改訂する。
- 附則 この要綱は平成17年4月1日改訂する。
- 附則 この要綱は平成20年10月27日改訂する。
- 附則 この要綱は平成27年7月1日改訂する。
- 附則 この要綱は平成30年4月1日改訂する。
- 附則 この要綱は令和3年6月1日改訂する。
- 附則 この要綱は令和6年5月1日改訂する。
- 附則 この要綱は令和8年2月1日改訂する。
- 附則 この要綱は令和8年8月1日改訂する。